

建設業退職金共済証紙貼付実績報告書作成上の注意

- 1 工事請負金額が 500 万円以上の場合は、工事完成届と併せて「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」を提出する。
- 2 元請負業者は、元請負業者及び下請負業者（二次以下の下請業者を含む。）が雇用した対象建設労働者の「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」を併せて発注者に提出する。
- 3 本様式は、元請・下請共通の様式で、実際に共済証紙を貼付した請負業者が作成する。
- 4 あて名は、契約書上の発注者とする。
- 5 請負区分欄は、該当するものを で囲うこと。
- 6 対象労働者が多いため記入しきれない場合や工事期間が複数年にわたる場合は、本様式を複写して使用する。